

交通事故を起こさないための防衛運転法 Vol.10

① 横断歩道は歩行者優先！ 歩行者の保護はドライバーの義務！

- ◆ 横断歩道に近づいた場合・・・
→横断者がいれば停止できる速度で進行する義務
- ◆ 横断しようとする人や横断中の人がいる場合・・・
→必ず停止して横断者を通行させる義務

【道路交通法38条1項】

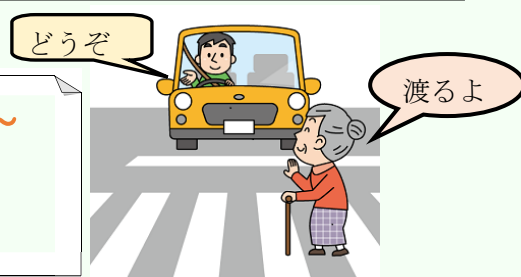
※横断歩道のない交差点でも歩行者優先

【道路交通法38条の2】

- ◆ **スマイルコンタクト～笑顔の安全確認～**
手を上げて「渡るよ！」の合図
しっかり止まって「どうぞ！」の合図

信号のない横断歩道に歩行者あり

鹿児島県で一時停止する車は**39.6%**
全国平均53.0%



② 子供、高齢者、身体の不自由な人には、思いやりの気持ちで保護する！

- ◆ 歩行者のそばを通るときは、安全な間隔を空けるか徐行
- ◆ 幼児、高齢者、身体の不自由な歩行者がいるときは、一時停止や徐行



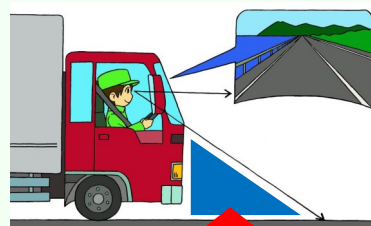
③ 原則、上向きライト走行と早めのライト点灯！

- ◆ 夜間走行時は、歩行者や障害物などを早めに発見するため、制限速度を守り、**対向車や直前を走行する車両がない時には、原則上向きライトで走行し**、進路前方の安全を確認
- ◆ **日没30分前には、ライトを点灯し**、夕暮れ時の交通事故を防止



④ 発進、後退の際は、周囲の安全を確認する！

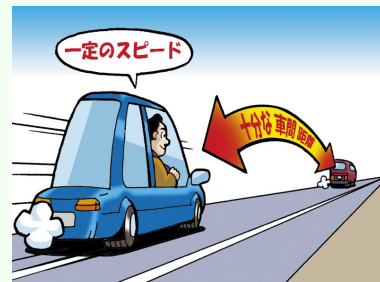
- ◆ 乗車前に車両を一周し、死角部分に子供などがいないかを確認
- ◆ 発進時は、ミラーと目視で、後方などからの車両や歩行者の有無を確認
- ◆ 後退時は、後方の死角が多いため、バックモニターだけに頼らず、**必ず目視で安全を確認し**、また、**車高の高い車は、上方の障害物なども確認**



⑤ 十分な車間距離を確保して、前方の視界を広げる！

車間距離を長くとることによって、危険回避が容易になるほか、前方の死角が減り、他車からも自車の存在を発見されやすくなるため、交通事故防止に効果がある。

- ◆ 走行中は、前車の動静に注意し、前車が急停止しても、ゆとりを持って対応できるよう、**十分な車間距離を保って走行**
- ◆ 特に、大型車の直後を走行するときは、前方の信号機や交通状況が確認できるよう、より長めに車間距離をとる。



⑥ 常に、心と時間に余裕を持って、安全運転を意識して運転する！

交通事故は、ちょっとした心の隙や油断、さらには、錯覚や思い込みなどのヒューマンエラーなどが原因で起こる

- ◆ 運転技術や車両性能を過信せず、常に危険を予測し、**予測（かもしれない）運転を励行**
- ◆ 心と時間に余裕を持ち、「事故を起こさない」という意識で、緊張感を持って運転



⑦ 全席シートベルト着用及びチャイルドシートの正しい着用の徹底！

◎道路交通法では、一定の要件に該当する場合を除き、後部座席を含めた全席シートベルトの着用は義務→全席シートベルト着用を出発の合図に！

◎6歳未満の幼児を乗せる時は、子供の命を守る、チャイルドシートを必ず着用！（6歳以上の子供であっても、体格等の事情により、シートベルトを適切に着用できない場合は、チャイルドシートを適切に利用しましょう）

3つの危険性！
 車内で全身を強打
 車外へ放出
 前席の人への加害



全国調査結果（令和6年）

鹿児島県の一般道での
後部座席シートベルト着用率

37.7% 全国平均45.5%

全国調査結果（令和6年）

鹿児島県のチャイルドシート着用率

64.5% 全国平均78.2%

⑧ 自転車に乗る時はヘルメットを着用しましょう！

令和6年中、自転車に関する交通事故が252件発生、1人死亡



令和6年中、鹿児島県において、自転車に関する交通事故で、自転車の方のヘルメット着用率は23.9%にとどまっています（約8割がヘルメット非着用）。

警察庁のホームページによると、自転車乗車中の交通事故において、主に頭部を負傷した死者・重傷者について、ヘルメットを着用していなかった方の割合は、着用していた方に比べて約1.7倍高くなっています。

☆自転車も損害賠償保険に加入しましょう！

平成29年に「かごしま県民のための自転車の安全で適正な利用に関する条例」が施行され、自転車損害賠償保険等への加入が義務づけられました。自転車は道路交通法では「車両」であり、歩行者と衝突して負傷させた場合には「加害者」になることもあります。過去には、他県において、小学生が運転する自転車が歩行者と衝突し、歩行者が重体となった交通事故の民事裁判で、小学生の保護者に対し約1億円近い損害賠償を命じる判決が出ています。

⑨ 飲酒運転の根絶！！



令和6年飲酒運転関連事故

（第一当事者一般原付以上）

件数：45件、死者：8人



「二日酔い」での運転も厳禁！

翌日に運転する予定があれば、それを考慮した飲酒時間、飲酒量を心がけることが重要です。翌朝に体内にアルコールが残るような飲酒をした場合は、運転をやめましょう。

◆自転車の飲酒運転も罰せられます。

◆車両の提供者や酒類の提供者、同乗者にも罰則があります。

酒酔い運転	罰則	5年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金
	点数	35点 免許取消
酒気帯び運転	罰則	3年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金
	点数	25点 免許取消 13点 免許停止
飲酒検知拒否	罰則	3月以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金